厚生労働省 教育訓練給付制度について【概要】

制度

一般教育訓練制度では、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する一般教育訓練を受講し修了した場合、本人自らが教育訓練施設に支払った教育訓練経費の２０%に相当する額（上限１０万円）を支給します。

当校の各種優待制度・割引制度との併用

一般教育訓練給付制度につきましては、当校の各種優待制度・割引制度（早期申込優待制度、再受講優待制度、25歳以下・学生優待割引制度、紹介制度）を同時に適用可能です。

対象講座を受講された方で、給付制度を利用すると、受講生本人が支払った受講料の20%に相当する額が学んだ本人へ支給されます。

各種優待制度・割引制度につきましては、以下のページをご覧ください。

優待割引制度・紹介制度について　https://ssl.kenchikukouza.org/koza/yutai_1.html

全日本建築士会の一般教育訓練給付制度指定講座

次の12つの講座が対象です。

① 一級建築士　設計製図受験講座（通学）
② 二級建築士　設計製図受験講座（通学）
③ 一級建築士　長期設計製図講座（通学）
④ 一級建築士　長期設計製図講座（通信）
⑤ 一級建築士　長期設計製図講座（併用）
⑥ 二級建築士　長期設計製図講座（通学）
⑦ 二級建築士　長期設計製図講座（通信）
⑧ 二級建築士　長期設計製図講座（併用）
⑨ 一級建築士　総合コース（通学）
⑩ 一級建築士　総合コース（通信）
⑪ 二級建築士　総合コース（通学）
⑫ 二級建築士　総合コース（通信）

修了認定基準

[通学講座の場合]

- 出席率：全課程の７０%以上
- 修了認定試験：模擬試験の正解率６０%以上（総合コースの場合は学科・製図の模擬試験ともに）

[通信講座の場合]

- 総合コースの場合は、学科講義動画をすべて視聴し、かつ添削課題をすべて期間内に提出
  加えて、学科・製図の模擬試験の正解率６０%以上
- 製図講座の場合は、添削課題をすべて期間内に提出し、かつ模擬試験の正解率６０%以上

支給手続

申請手続きは本人が行います。下記の書類を本人の居住地を管轄するハローワークに提出してください。受講終了日の翌日から起算して一か月以内です。

（必要書類）

①教育訓練修了証明書	当校より発行
②教育訓練経費領収書	当校より発行
③教育訓練給付支給申請書	受講者本人が必要事項を記入し提出
④雇用保険被保険者証	雇用保険受給資格者証でも可能（コピー可）
⑤公的証明書	本人氏名・本人住所が証明できるもの （運転免許証・住民票の写し・保険証など）

＊ すべての受講者が支給を受けられるものではありません。
＊ ご利用を希望される方は、講座のお問い合わせ、申込み時にあらかじめ申し出ください。
＊ なお支給要件の詳細については、ハローワークにてご確認ください。